

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月二十七日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則一〇―四―一七

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、次条、第二十一条の二及び第二十四条の二」を「、次条第二項第二号及び第二十一条の二」に改める。

第二十条第一項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の健康診断は、次に掲げるものとする。

一 すべての職員（人事院の定める非常勤職員を除く。第二十四条の二において同じ。）に対して行う一

般定期健康診断

二 別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことのある職員に対して行う特別定期健康診断

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(人事院規則一〇―五の一部改正)

2 人事院規則一〇―五（職員の放射線障害の防止）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項第二号」に改める。